

高山赤十字病院指定居宅介護支援事業所

運営規程

高山赤十字病院
令和4年4月1日

指定居宅介護支援事業運営規程

【目 的】

第1条 高山赤十字病院が開設する指定居宅介護支援事業所(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態及び経過的要介護状態(以下「要介護状態等」という。)にある利用者に対し、利用者の意思を尊重した適正なサービスが公平中立に提供できるよう支援・調整することを目的とする。

【運営方針】

第2条

- 1 事業所の運営は、要介護者及び経過的要介護者(以下「要介護者等」という。)の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮し支援するものとする。
- 2 事業の運営に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、利用者の選択に基づいた居宅サービス計画を作成し、適切な保健医療及び福祉サービスを多様な事業者から総合的且つ効率的に提供されるように調整するものとする。
- 3 事業の提供に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重し、利用者の立場に立って、指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者に不当に偏ることがないように、公平中立に行うものとする。
- 4 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。
- 5 上記の他、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」(厚生省令第38号)を遵守するものとする。

【事業所の名称】

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 高山赤十字病院 指定居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 岐阜県高山市花里町2丁目67番地

【職員の職種、員数及び職務内容】

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者…主任介護支援専門員 1名

管理者は、事業所の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも事業の業務に当たるものとする。

(2)介護支援専門員…3名(内1名は管理者業務)

介護支援専門員は、要介護者からの相談に応じ、その心身の状況や置かれている環境等を勘案し、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類・内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整等を行う。

【営業日及び営業時間】

第5条 事業所の営業及び営業時間は、高山赤十字病院関係規定に準じ定めるものとする。

(1)営業日 月曜日～金曜日

但し、土日祝祭日及び12月29日～1月3日及び高山赤十字病院設立記念日を除く。

(2)営業時間 8:30～17:00

(3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間緊急呼び出しに対応できる体制を確保する。

【指定居宅介護支援の提供方法】

第6条 指定居宅介護支援の提供方法は次のとおりとする。

(1)利用者の相談を受ける場所…本事業所相談室及び利用者宅等

(2)使用する課題分析票の種類…MDS-HC方法

(3) サービス担当者会議の開催場所…本事業所の相談室及び指定サービス事業所、又は利用者宅等

(4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度…特別な事由がない限り、最低1ヶ月に1回とする。又、利用者の自立した日常生活を支援する上で、解決すべき課題の把握、居宅サービス計画作成後における計画の実施状況の把握及び計画の変更、連絡調整等必要に応じ随時訪問する。

【指定居宅介護支援の内容】

第7条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする

(1)居宅サービス計画の作成に関する業務

(2)利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に対して面接を行う業務

(3)保健医療サービス・福祉サービスの調整業務

(4)各種サービス提供者への利用者からの苦情に対する相談・調整業務

(5)サービス担当者会議の開催

(6)継続的なサービスの管理及び再評価

【指定居宅介護支援の利用料】

第8条 利用料は、サービス計画料とその他の利用料からなる。

(1) サービス計画料

居宅介護支援費の場合…厚生労働大臣の定める基準による。

なお、法定代理受領サービスの場合は無料とする。

(2) その他の利用料

通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して、指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費は実費を徴収する。なお、自動車を利用した場合は次の額を徴収する。

① 事業所から10km以内 1回の訪問につき250円

② 事業所から片道10km以上10kmを超えるごとに250円を加算

(3) 利用料については、指定居宅介護支援の提供前に利用者や家族に対し、その内容及び費用に関し、説明を行い、同意を得る。

(4) その他の利用料、交通費について支払いが困難と管理者が認めた利用者の場合は、減免又は免除することができる。

【通常の事業の実施地域】

第9条 指定居宅介護支援にかかる実施地域は次のとおりとする。

(1) 高山市のうち、一之宮町、久々野町、朝日町、高根町、清見町、荘川町、丹生川町、国府町、上宝町、奥飛騨温泉郷を除く地域

(2) 通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であるときは、他の指定居宅介護支援事業者の紹介、その他の必要な措置を講ずることとする。

【苦情・ハラスメントに関する事項】

第10条 事業者は、自らが提供した指定居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者又はその家族等からの苦情・ハラスメントに迅速且つ適切に対応するために、苦情等を受け付けるための窓口を設置し、必要な措置を講ずるものとする。

【虐待防止に関する事項】

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のための措置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

【その他運営についての留意事項】

第12条

- (1) 職員は、個人情報保護法を遵守し、個人情報保護方針を別に定め、これに基づき、個人情報を適切に利用するとともに管理を行う。
- (2) 事業所は、事業に関する記録を整備し、指定居宅介護支援完結の日から5年間保存しなければならない。
- (3) 決算報告は、日本赤十字社医療施設特別会計規則を適用し、毎年3月31日決算による独立した収支決算書を作成する。
- (4) 業務の助成について、会計、調度及び人事等、事務的な業務の一部を病院に依頼できる。
- (5) この規定は、老健はなさと管理会議の審議を経て、管理者及び病院長の承認により変更することができる。
- (6) 介護支援専門員等の資質の向上を図るため、感染対策、虐待防止、権利擁護、ハラスメント、認知症ケア等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務態勢を整備する。また、災害対策において、研修及び訓練（シュミレーション）を定期的（年1回以上）実施し、日頃から備える。
研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。
- (7) 感染対策委員会、虐待防止委員会を設置し、定期的を開催する。（月1回）
 - ・感染対策委員会：第1週目の居宅内カンファレンス後
 - ・虐待防止委員会：第2週目の居宅内カンファレンス後

附 則

この規程は平成12年04月01日から施行する。

平成13年12月01日(一部改正)

平成15年10月01日(一部改正)

平成17年04月01日(一部改正)

平成18年04月01日(一部改正)

平成19年06月01日(一部改正)

平成 21 年 04 月 01 日(一部改正)
平成 23 年 04 月 01 日(一部改正)
平成 24 年 04 月 01 日(一部改正)
平成 25 年 04 月 01 日(一部改正)
平成 26 年 04 月 01 日(一部改正)
平成 27 年 04 月 01 日(一部改正)
平成 29 年 05 月 01 日(一部改正)
平成 29 年 07 月 01 日(一部改正)
平成 29 年 10 月 01 日(一部改正)
平成 30 年 09 月 01 日(一部改正)
平成 31 年 04 月 01 日(一部改正)
令和 02 年 06 月 01 日(一部改正)
令和 03 年 04 月 01 日(一部改正)
令和 04 年 04 月 01 日(一部改正)